別表中「すべて」を「全て」に改める。

別表B586の項を次のように改める。

B586	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　大島ＶＯＲＴＡＣ（N34°43′E139°25′） ロ　N32°46′E139°43′の地点 2　大島ＶＯＲＴＡＣから真方位167°26′及び177°26′の方向へのびる直線並びにN32°46′E139°43′の地点から真方位82°26′及び262°26′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。）

別表G223の項を削る。

別表R211の項を次のように改める。

R211	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　N39°14′E137°45′の地点 ロ　新潟ＶＯＲＴＡＣ（N37°57′E139°07′） ハ　いわきＶＯＲ（N37°09′E140°59′） ニ　N36°19′E140°32′の地点 2　新潟ＶＯＲＴＡＣから真方位325°05′及び315°05′の方向へのびる直線並びにN39°14′E137°45′の地点から真方位230°05′及び50°05′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。） 3　新潟ＶＯＲＴＡＣから真方位113°11′及び123°11′の方向へのびる直線並びにいわきＶＯＲから真方位304°19′及び294°19′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。） 4　いわきＶＯＲから真方位208°05′及び198°05′の方向へのびる直線並びにN36°19′E140°32′の地点から真方位293°05′及び113°05′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。）

別表R220の項1ロ中「（N37°09′E140°59′）」及び同項1ハを削り、同項2中「いわきＶＯＲから真方位50°30′の方向へのびる直線及び同ＶＯＲから真方位40°30′の方向へのびる直線」を「いわきＶＯＲから真方位50°30′及び40°30′の方向へのびる直線」に改める。

別表V16の項を削る。

別表V17の項1イ及びロを削り、同項1ハ中「（N34°43′E139°25′）」を削り、同項1ハを同項1イとし、同項1ニからヌまでを同項1ロからチまでとする。

別表V22の項1ニ中「大子ＶＯＲＴＡＣ」を「福島ＶＯＲ（N37°13′E140°26′）」に改め、同項1ホを削る。

別表V32の項を次のように改める。

V32	次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　雄和ＶＯＲ ロ　山形ＶＯＲ

附　則

この告示は、平成二十七年三月五日から施行する。

○国土交通省告示第十七号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一表スネイルの項及びムボスの項を削り、同表中

大子ＶＯＲ	N36°45′E140°21′
大子タカン	

を

御宿ＶＯＲ	N35°11′E140°22′
御宿タカン	

に改め、同表阿見ＶＯＲの項を削り、同表中

新島ＶＯＲ	N34°21′E139°16′
新島タカン	

を

御宿タカン	N35°11′E140°22′

に改め、同表メレツエの項及びテマーの項を削る。

第二表スネイルの項及びムボスの項を削り、同表中

大子ＶＯＲ	N36°45′E140°21′
大子タカン	

を

新島ＶＯＲ	N34°21′E139°16′
新島タカン	

に改め、同表メレツエの項及びテマーの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年三月五日から施行する。

○国土交通省告示第十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表福島ＶＯＲの項中「8時30分から20時まで」を「24時間」に改め、同表大子ＶＯＲの項を削り、同表百里ＶＯＲの項中「9時30分から21時まで」を「24時間」に改め、同表阿見ＶＯＲの項及び同表銚子ＶＯＲの項を削り、同表羽田ＶＯＲの項中「上欄に同じ」を「国土交通大臣東京都千代田区」に改め、同表御宿ＶＯＲの項、同表館山ＶＯＲの項、同表大阪ＶＯＲの項及び同表新島ＶＯＲの項を削る。